

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	あけぼのひだまり保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 あけぼの会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	奥田 壮記 園長 瀬口 恵 主任保育士	
定員（利用人数）	30 名 （ 3 4 名 ）	
事業所所在地	〒 560-0055 豊中市柴原町2-14-1	
電話番号	06 - 6848 - 8611	
F A X 番号	06 - 6848 - 8612	
ホームページアドレス	http://akebonokai.net/	
電子メールアドレス	akebono.hidamari.head@akebonokai.jp	
事業開始年月日	平成 27 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 10 名	非正規 7 名
専門職員※	保育士 12名、看護師 1名、管理栄養士 1名 栄養士 1 名、調理師 2名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 0歳児28.54㎡ 1歳児…35.35㎡ 2歳児…35.98㎡ 調理室…15.20㎡ 一時保育…25.12㎡ 乳児用トイレ…2か所 沐浴室…5.37㎡ 設備等…冷暖房・床暖房	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	平成 28 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

＜法人理念＞

個人の人権を尊重し、健全な心身の発達と保持を保障するとともに最善のサービスの提供に努めます

地域社会に開かれた施設として
地域福祉の拠点となり、社会貢献に努めます

＜保育理念＞

生涯にわたる力の基礎を培う

＜保育方針＞

- 子どもの生活が豊かになるよう人的環境・物的環境（人・物・場）などが相互に関連し合える環境を構成する
- 子ども自身が心情・意欲態度発揮できる環境を構成する
- 豊かな生活体験の中で、感じたり、気付いたり、理解できたりする環境を構成する

＜保育目標＞

- 生活を通して自分発揮できる素地を培う
- 生活を通して思いやりが持てる心を育む
- 生活を通して健康な心身を育む

【施設・事業所の特徴的な取組】

○ 生活を通して

初めて集団生活をする幼い子どもたちが安心して過ごす事ができるように、できるだけ家庭に近い環境で生活することを心掛けています。大好きな大人にゆったり関わってもらうことが何よりも大切な時期であることを念頭に置き、0、1、2歳児共に担当制保育を行い、特定の保育者との愛着や信頼関係を深めています。集団の中でも可能な限り1対1の関わりを大切に、子どもの思いを受け止め、あるがままの子どもを大切に受け入れる事で心地よい園生活を送ることができるように努めています。今の自分を大切にされることで「人っていいな」「人が大好き!」と子ども自身が感じられるようにと願い保育にあたっています。それを根っこに“おもしろそう”“やってみたいな”と、好奇心があふれる子どもに育つよう、保護者と共に子どもの育ちを支えています。子どもの背景にある保護者や家庭環境にも目を向け、園や家庭での様子、気になること等はハンドブック（連絡帳）や送迎時の対応の中で密に連携をとり、情報共有をしたり、支援を行ったりしています。子ども同士の喧嘩やトラブル、集団生活ならではの経験と捉えて、互いに刺激を受ける事による成長を、保護者と保育者で見守りながら日々過ごしています。園児全員が大きな家族のような、アットホームな雰囲気の中、のびのびと生活しています。

○ あそび

心地よい風や太陽の光、そして近隣の方との出会いが五感を刺激します。1日1回は外気に触れ、太陽の光や風に当たることができるよう、園庭や戸外へ出かけています。散歩の道中では出会う人たちと挨拶を交わし、公園で遊びに来ている同年齢の子どもたちと触れ合う等してコミュニケーションを大切にしています。身近なものや人との関わりを通して様々な体験や発見をし、日々の生活の中で沢山遊び、五感を使って考え感じ取る生活の中にも心を弾む刺激が沢山溢れるようにしています。室内では自分で好きなあそびや場所を選んで遊ぶ事ができるコーナー保育の中で、子ども自身が「やってみたい!」と好奇心を持つ事ができるように、あそびを仕掛けています。子どもが主体、子どもが第一をモットーに、思いが満たされるよう十分な時間と環境を整えています。

○ 環境

木のぬくもりを感じる保育室、窓から差し込む木漏れ日、風が頬をなでる心地良さ、保育園は大人も子どももどこかでホッとできる場所でありたいと思っています。子どもの目から見える景色には、様々な刺激があります。保育室内は自然の色で配色されたり、木材を基調としたり、こだわりを持った設計になっています。園外では植物や生き物、風の匂い等、季節を感じられる材料は沢山あります。園内でも花や自然物を飾ったり、子どもたちと作った制作を壁面にしたりし、自然や季節を室内でも感じられるよう心掛けています。いつも清潔で安心して這い回れる、自然や木の温もりを肌で感じられる、そんな陽だまりのような温かさを持つ事ができるような保育園を目指しています。

○ 食

旬の食材を取り入れ、薄味、和食中心とした献立を栄養士が作成し調理しています。個々の様子に合わせた食事内容や形態、形状にも留意しています。また、食べる楽しさを味わうことができるよう、菜園活動やクッキングを取り入れ、食の関心を高めることができるようにしています。アレルギー食への配慮も行い、友だちと一緒にものを食べていると感じられるような見たい目を大切にしています。好き嫌いや量など個人差はありますが、楽しい雰囲気の中での食事、食べる事の楽しさ、大切さを感じられる食事になればと願っています。

○ 地域

地域で共に子育て支援を行う為の「拠点」となり、多くの方に利用して頂けるよう、ひだまり広場や赤ちゃんの駅を行っています。ひだまり広場では、保育士による育児相談、手あそび、おもちゃ作りや、看護師による衛生管理の話、栄養士による離乳食の作り方や試食等、様々な活動や情報提供をしています。又、散歩に出掛けた際に挨拶を交わしたりすることで地域の方々との交流も大切し、近隣の老人ホームに伺い老人方と触れ合ったり、中学校校舎にある保育園の立地を生かし、生徒に子どもたちと関わってもらえる保育体験の取り組みなど、異年齢交流を行っています。地域共生社会と言われる近年、災害も多い今の時代に、地域の方々との連携は欠かせないと痛感しています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	令和元年8月1日～令和元年11月27日
評価決定年月日	令和元年11月27日
評価調査者（役割）	0501C022（運営管理委員） 1701C011（専門職委員）

【総評】

◆評価機関総合コメント

あけぼのひだまり保育園は、開園5年目で、豊中市の北西部、大阪モノレールの柴原阪大前駅に隣接した市立第十三中学校内に設置されており、中学校の裏門横に和風の正面玄関があります。生後57日から2歳児の子どもたちが安心して過ごせるよう、家庭に近い環境で生活できるように工夫されています。2019年9月実施の保護者アンケート結果の声では、①小学校入学までお願いしたい。②3歳からの転園は残念との声が多くありました。今回ではや2回目の受審となり、前回（開園2年目に受審 実施2016年6月20日）より、経営・運営管理面 及び 保護者アンケート結果（内容 及び 回収率）で、大幅に躍進されています。保育面は従来より高い評価です。ただ、今回も若干、評価基準から見れば、経営・運営管理面で進化の余地があります。2回目の受審でもあり、細かい部分も指摘しました。「細部に（飛躍の）神が宿る」と考え、組織的・体系的・計画的なPDCAマネジメントを活用した園の経営・運営管理にお取り組み下さい。

◆特に評価の高い点

（1）子どもの興味や発達に合った玩具や部屋の環境作りになっており、アットホームな雰囲気良かった。保育士も子どもの気持ちに寄り添い、思いを引き出す声掛けを行っています。

（2）保育士の自己評価では、園長・主任保育士が面談を行い、保育を実施し振り返る場を設け、園全体のスキルアップに繋がっています。

（3）保育士だけではなく、看護師や厨房の職員が子どもと関わる機会が多い。

（4）「ハンドブック（連絡帳）」が素敵です。表紙は子どもの全身写真、裏面には子どもの手形、絵本のような仕上がりです。一生の宝物になると感じました。

（5）保育理念、方針、目標を実現する木のぬくもりの園舎、家庭に近い環境、居心地の良さ、子どもが主体・子どもが第一という思い、好奇心をそそるあそびの工夫、旬の食材、薄味、和食中心とした美味しい食事、手洗い・うがい・歯磨きの保健指導が2019年9月実施のアンケートで保護者より絶賛されていました。（保護者満足度 5点満点で、園平均4.8点、回収率 88.2%）

◆改善を求められる点

2回目の受審の為、きびしめに評価を行いました。以下の4項目がb評価です。積極的な改善を期待します。

- 1) 評価基準 7番 I-3-(2)-② 年度事業計画の主な内容を、資料を作成する等の方法で、保護者に伝えていない。
- 2) 評価基準 9番 I-4-(1)-② 改善計画書が作成されていない
- 3) 評価基準 18番 II-2-(3)-② 園内研修計画がない。
- 4) 評価基準 22番 II-3-(1)-② 外部監査を実施していない。

(参考) 会計監査人の設置義務法人の範囲 <当法人は、収益20億円を超える規模迄、至っていません>

厚労省の平成28年10月21日実施 第5回 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での通達 より、
平成30年度 収益30億円を超える法人 又は 負債60億円を超える法人
令和元年・2年度 収益20億円を超える法人 又は 負債40億円を超える法人
令和3年度 収益10億円を超える法人 又は 負債20億円を超える法人

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度の評価を受けまして、自園で大切にしている事、意識して注力している点に関して、保護者や第三者評価機関評価員の方々に一定の評価いただきましたことに、素直に嬉しく思います。職員にも評価内容を伝えたことで、モチベーション向上の様子が伺えます。一方、今後に向けた園の課題も明確になりました。ご指摘頂きました様に、「組織的・体系的・計画的」に保育園の運営、管理を行える様な組織体制作りに取り組み、地域に密着した、魅力的な園となるように全職員ワンチームで努めたいと思います。受審したことで、自園を振り返るきっかけとなりました。丁寧にご対応いただきました評価員方に感謝致します。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果																																													
I-1 理念・基本方針																																															
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。																																															
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a																																													
(コメント)	<p>法人理念、保育理念・方針・目標を事業計画、「パンフレット」、ホームページに記載して、研修、会議等を通して職員へ周知しています。訪問調査11/15（金）の際に、職員一人ひとりの脳裏に法人理念、保育目標念が刻み込まれているか筆記テストを行い、確認しました。また、「入園のしおり」を配付したり、園内掲示して保護者への周知が図られています。ただ、保護者の認識度は、思ったように伸びていません。あの手、この手を試行錯誤致しましょう。</p> <p>アウトカム（outcome）評価 < 園の取組み結果・方法に対する評価 ></p> <p>評価基準1番 I-1-(1)-① ⑤保育方針・目標の保護者等への周知 ⑥周知状況を確認し、継続的な取組</p> <p>9月実施保護者アンケート結果の際の認識度 回収率88.2%=回収30/配付34 設問1 保育園の保育方針・保育目標をご存じですか？ 回答 ⑤よく知っている 2（6.7%） ④まあ知っている 12（40%） ③どちらともいえない 8（26.7%） ②あまり知らない 5（16.7%） ①まったく知らない 0（0%） ⑥未記入 3（10%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>クラス</th> <th>⑤</th> <th>④</th> <th>③</th> <th>②</th> <th>①</th> <th>未記入</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>めばえ組</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>つぼみ組</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>かえで組</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ よく知っている 2（6.7%） + ④ まあ知っている 12（40%） = 合わせて 14（46.7%）★保護者の認識度を上げたいレベルです</p>		年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	未記入	計	0歳	めばえ組	0	3	1	2	0	0	6	1歳	つぼみ組	0	4	2	3	0	1	10	2歳	かえで組	2	5	5	0	0	2	14	合計		2	12	8	5	0	3	30
年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	未記入	計																																							
0歳	めばえ組	0	3	1	2	0	0	6																																							
1歳	つぼみ組	0	4	2	3	0	1	10																																							
2歳	かえで組	2	5	5	0	0	2	14																																							
合計		2	12	8	5	0	3	30																																							

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<p>市の園長会、地域での各種会議、市役所の広報「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画（平成30年9月）や、『豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか』（平成29年10月改定）から状況を分析したりしています。また「月次計算書類」等からコスト分析を行ったり、利用率等を統計分析しています。</p>	

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画（平成30年9月）より、豊中市の子育て環境の現状から、0歳～5歳児童人口・総人口の推移、児童の施設等通園状況割合等を分析し、経営課題を認識し、法人の園長会議、理事会等にて報告し情報の共有をしています。	

	評価結果
--	-------------

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	<p>「10カ年の中・長期計画書」にて、事業計画、年度予算、人事考課、研修による育成計画等を策定して、実施状況の評価、見直しも行われています。</p> <p>2019年度の計画 保育内容では、絵本読み聞かせ、菜園活動の充実 利用者支援では、絵本貸出、アンケート調査 地域貢献では、老健かがやき訪問、ボランティア受入 職員関係では、研修会参加促進（キャリアアップ）、役職研修 安全対策では、横断歩道の再塗装（散歩コース） 災害対策では、備蓄管理、非常飲食料購入 設備管理では、各室戸車交換、空調清掃、フローリングのメンテ その他、第三者評価受審（第2回目）</p> <p>2020年度の計画 四季を感じる環境整備、地域行事への積極的な参加、メンタルヘルス対策、園内研修の充実、複合機リース、門扉塗装、ノートPC新調、空気清浄機新調</p> <p>2021年度の計画 園外保育の充実、保育参加/懇談実施100%、施設間トレード研修、AED設置、ウッドデッキ塗装/修繕、洗濯機新調</p>	
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	<p>「令和元年度 あげぼのひだまり保育園事業計画」では、1. 重点的に取り組む目標・計画 2. 具体的な項目と取組方法を明確にし、5つ（保育内容、食に関する事項、保護者との連携支援、職員関係、地域支援・連携）の分野に分け取り組もうとされています。大変、分かりやすく記載されていました。</p> <p>重点的に取り組む目標・計画の内容は、 (1) 職員間の共同・共感・協力を基本にチームワークを構築する。 (2) 職員がひだまりの保育の考え方や取り組みをしっかり理解し、それぞれの役割に合わせて、保育の質の向上や保育観の統一を図る。（チーフ・サブチーフ等の役割の遂行） (3) 報告・連絡・相談を意識し、情報共有に努める。 (4) 保育園に対する要望調査を行う。（第三者評価の受審）</p>	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	「事業計画」を策定し、職員にも周知し、定期的実施状況の評価や見直しも行われています。	

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	「事業計画」は、毎年5月に行う全大会で保護者に口頭で知らせています。事業計画の主な内容を保護者に伝える際は、分かりやすい簡単な資料を作成する等の工夫が必要です。今後は、口頭のみではなく、法人理念や事業計画等を簡素にまとめた文書の配布を行いながら丁寧に口頭で伝えることで、保護者の方々に認識いただくように取り組んでいく旨の宣言を園長より得ました。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	毎月の園長・主任保育士・クラス担当によるクラス会議での振り返りや、階層別の職員研修、毎年の「園全体の運営管理に関する自己評価」の実施、法人監事による内部監査、客観的な第三者評価を（3年毎の第2回目）受審し、その結果を基に改善を行い、組織的・計画的・体系的な取組みが行われています。（前回の第1回めの第三者評価受審は、2016年6月20日）	
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	保育園として取組む課題は、随時、文書化されて、職員間で共有して対応に取り組まれています。ただ、組織的・体系的・計画的な「改善計画書」の作成までには至っていません。改善プロセスをより見える化し、職員にも園全体の経営・運営管理の当事者意識を持たせる工夫が望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	園長の役割と責任を「職務分担表」や「組織体制図」で文書化し、研修や会議等で表明、周知しています。保護者には、「園だより」に掲載し知らせたり、懇談会等で説明しています。有事における役割と責任や不在時の権限委任等については、『防災マニュアル』、「災害時の組織体制図」にて明確化されています。	

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 市の園長会、人権啓発推進研修、法人の研修等に参加して職員会議等で伝え、法令遵守(コンプライアンス)に率先して努め、「遵守すべき法令」を職員に指導しています。訪問調査 11/15(金)の際に、職員一人ひとりの脳裏に関係法令が刻み込まれているか筆記テストを行い、確認しました。 (コメント) 職員が回答した関係法令の一部抜粋 : ①子ども・子育て支援法 ②児童福祉法 ③社会福祉法 ④個人情報保護法 ⑤労働基準法 ⑥労働安全衛生法 ⑦消防法 ⑧児童虐待の防止等に関する法律 ⑨食品衛生法 等	a
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 (コメント) 「保育計画」からの「月週案」・「個別指導計画」の添削指導や、共に保育を行いアドバイスや確認を行っています。また、毎月のクラス会議等に参加して、現状の把握や改善策について共に考え実践しています。各職員の「研修計画」をたて、シフトや勤務状況を勘案して園外研修や園内研修への参加促進も図っています。	a
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 (コメント) 法人内の園長会で相談しながら現状の把握・課題への対処に取り組んでいます。各課題には、園長がリーダーシップを発揮して率先して取り組み、実施状況を主任保育士と確認しています。	a

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14	Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	(コメント)	人材の確保・育成計画は、「人事評価表」、「キャリアパス制度」を策定して指導・育成が実施されています。また、人材確保の為に、就職フェアへの参加やリクルートに向けた園見学ツアーを企画・実施しています。	
15	Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
	(コメント)	『就業規則』に人事基準を明記し、職員の「自己評価」を年2回（前期、後期）行い、前期・後期の課題やステップアップへの道筋を園内で共有しています。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	(コメント)	有給休暇の取得状況・消化率・時間外労働・勤怠表・疾病状況等を記録し把握しています。自己評価後の面談や個別面談等を設けると共に少人数の中で、互いに支え、声を掛け合い、働きやすく、コミュニケーションが取れるような環境づくりに努めています。また、休暇取得の促進、短時間勤務、固定勤務の導入等、家庭の状況に合わせて働く事が出来るようにしています。改善策については法人の園長会議で話し合い、具体的な計画に反映して実行しています。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	(コメント)	『就業規則』、「職務分担表」で明確にしています。個別面談で職員一人ひとりができる目標を設定して、「自己評価表」を作成して、研修計画に基づく研修への参加等が行われています。設定した目標等については人事評価として年2回（前期・後期）の「自己評価」面談を実施して目標達成度の確認と新たな目標の設定を行っています。	
18	Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	(コメント)	「期待する職員像」は、『就業規則』や「職務分担表」、スタッフポリシー「ひだまりが大切にしたいこと」に明記しています。「園外研修計画」を立て、積極的に参加されています。個別の園内研修の実施自体は確認出来ましたが、 ただ、組織的・体系的・計画的な「園内研修計画」は、作成されていませんでした。 今後は、「園内研修計画」を整備し、園全体のサービスの質の向上を図る。また、年度当初より年3回行う園内研修内容を計画するとともに、国の政策、情勢や保育園を取り巻く状況や、ノウハウの集大成である『マニュアル』研修等を園内研修内容に取り入れていく旨の宣言を園長より伺いました。	
19	Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
	(コメント)	採用時に経験や能力を把握し、更に日々の仕事ぶりの観察や人事評価面談で各職員の知識・技術水準・資格の取得状況を把握しています。シフトや勤務状況を勘案し、新任研修、園内研修、姉妹園施設見学や市・府・保育士協会・社会福祉協議会等の外部研修に参加しています。	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	『実習生マニュアル』（2019年9月）、「実習生のしおり」、「実習生受入れの手引き」を整備して、事前にオリエンテーションを行ったり、プログラム内容等を工夫したりして、積極的に実習生を受け入れています。 【受け入れ実績 2019年度 6人 2018年度 6人 2017年度 9人】	

	評価結果
--	-------------

II-3 運営の透明性の確保														
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。														
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a												
(コメント)	ホームページや「社会福祉法人の財務省表等電子開示システム」において情報公開がされています。地域の福祉向上のための取組や苦情・相談の体制については「入園のしおり」へ記載し入園時の説明や園内に掲示されています。また苦情解決については第三者委員（複数名）を設置して掲示しています。地域へ向けての印刷物や広報誌等は門扉の掲示板やホームページで公開しています。													
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b												
(コメント)	<p>法人の「会計基準」が定まっており、園長は会計責任者として「辞令」で任命され職員にも周知しています。委託の会計事務所による助言や法人の監事による内部監査も実施しています。ただ、評価基準の「評価の着眼点」⑤公認会計士等による外部監査の活用は行われていません。</p> <p>（参考）会計監査人の設置義務法人の範囲 <当法人は、収益20億円を超える規模迄、至っていません></p> <p>厚労省の平成28年10月21日実施 第5回 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での通達 より、</p> <table border="0"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>収益30億円を超える法人</td> <td>又は</td> <td>負債60億円を超える法人</td> </tr> <tr> <td>令和元年・2年度</td> <td>収益20億円を超える法人</td> <td>又は</td> <td>負債40億円を超える法人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>収益10億円を超える法人</td> <td>又は</td> <td>負債20億円を超える法人</td> </tr> </table>		平成30年度	収益30億円を超える法人	又は	負債60億円を超える法人	令和元年・2年度	収益20億円を超える法人	又は	負債40億円を超える法人	令和3年度	収益10億円を超える法人	又は	負債20億円を超える法人
平成30年度	収益30億円を超える法人	又は	負債60億円を超える法人											
令和元年・2年度	収益20億円を超える法人	又は	負債40億円を超える法人											
令和3年度	収益10億円を超える法人	又は	負債20億円を超える法人											

	評価結果
--	-------------

II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域との関わりについては、『法人理念』にも「法人理念 地域社会に開かれた施設として、地域福祉の拠点となり、社会貢献に努めます」と掲げ、「保育課程（全体的な計画）」や「指導計画」にも明記しています。活用できる社会資源や地域の情報を門扉の掲示板に貼りだしたり、地域のお祭りに参加し協働しています。また、散歩の際にも積極的に挨拶し、交流を深めています。	

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	『ボランティア受入れ規程』、「ボランティアについてのしおり」にて、ボランティア受入れに関する基本姿勢や手順・注意事項を明文化し、職員会議等で職員に周知しています。特に、職場体験学習には、力を入れており、隣接する中学校に協力しています。受け入れに際しては、園長や主任保育士・リーダー保育士が事前にオリエンテーションを行い、子どもとの関わり方を丁寧に伝えていきます。その為か、中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃん保育士の卵は、乳児から慕われ、貴重な戦力ともなっています。生徒は、職場体験で、仕事に取り組む達成感や生きがいや、喜びを覚え、将来の夢や目標を描く事が出来ます。生徒が赴く職場として、保育園は、良い職場と感じました。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	「近隣の関係機関や病院のリスト」を作成して、リストの回覧や、ファイルの設置場所を職員会議等で伝え情報を共有しています。また、医療機関での定期的な検診、市の保健師との連携、幼保小連絡会議や地域福祉ネットワーク会議に参加しています。子どもや家庭の状況は、保健師・市役所等と連携して見守りを続けています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
(コメント)	月1回の地域支援「ひだまり広場」(第3週 水曜日AM10～)にて、離乳食講座やベビーマッサージ、食事のレシピの配布等や育児相談等を行っています。「園庭開放」(第1・2・4 水曜 午前10:00～11:00)も実施しています。また避難施設には指定されていませんが、備蓄品の提供や携帯電話の充電、乳児のお風呂の提供等でその役割を認識しています。(指定避難場所は隣接する中学校)	
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	市役所、保健師と連絡を取り合ったり、地域の民生委員・主任児童委員と入園式や行事の時、ネットワーク会議等で情報の交換をして福祉ニーズの把握に努めています。また、「赤ちゃんの駅(おむつ交換、授乳スペースあり)」の標識を掲げたり、2名のスマイルサポーター(総研修時間:45時間受講)が在籍し、地域の子育て家庭への育児その他生活困難についての相談を行い、関係機関と連携し、課題解決に向けて、必要な支援を行っています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	『法人理念』に「個人の人権を尊重し、健全な心身の発達と保持を保障するとともに最善のサービスの提供に努めます」と明示し、職員の名札の裏に「理念・方針等を記載したメモ」を入れて常時携帯させたり、園内・事務所に掲示したり、園内研修を行って理解を深めたりして、実践しやすいよう様々な工夫をされています。	
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	『保育マニュアル』（2019年4月）を整備し、園内が乳児の生活の場にふさわしい家庭的であたたかい環境とし、また、子どものプライバシーを守れるようトイレ、お着替え時等の設備の工夫を行っています。不適切な事案が発生した場合の対応方法は、『虐待マニュアル』のフローチャートに明示されています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	利用をご希望される保護者に対して、保育園選択に必要な情報を市のパンフレットや情報誌に掲載したり、園のホームページや「入園のしおり」、「パンフレット」等で提供したり、定期的に情報の更新を行ったりしています。見学も随時、受け付けており、「見学希望表」から多くの希望者が来園されている事が読み取れました。	
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園説明会で「重要事項説明書」を配付し、理解状況を確認しながらゆっくり丁寧に説明し、「同意書」や「誓約書」をもらっています。保育内容の変更時は、「重要事項説明書」等を変更するルールとなっています。	
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	3月の「園だより」及び「保育だより」に、卒園後も園が窓口となって相談に応じる事や、担当者を記載しています。年度の途中で退園や転園となる子ども・保護者には、手紙を配付する仕組みで、保育の継続性に配慮した対応を行っています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	<p>日々の保育の中で子どもの様子から満足度を把握したり、送迎時の会話、行事後のアンケートやクラス懇親会・個人懇談、保育参加を実施し、子ども・保護者の満足度を把握されようとしています。</p> <p>2019年9月実施の保護者アンケートは、88.2%の回収率（回収30件/配付34件）で、5点満点の保護者満足度調査では、園平均4.8の極めて高い値を示していました。</p> <p>(コメント) 2019年9月実施の保護者アンケートで伺った保護者が感じている園の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ① クラス担当など関係なくどの先生も笑顔で名前を呼んでくれたり、日中の様子を伝えてくれる ② 他のクラスの先生方も子供の様子をよくみて下さっている ③ 朝夕に混合保育を取り入れていて、違う月齢の子と関われる ④ 小学校入学までお願いしたいです。転園残念 ⑤ 園庭やお散歩など外でたくさん遊ぶ時間を作っていると思う ⑥ 安心して子供を預けられる ⑦ 園児が少人数でアットホームな雰囲気がある ⑧ 子どもたちがのびのびしている 	

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	<p>(コメント) 苦情解決の仕組みとして、苦情受付責任者は園長、受付者は主任保育士、第三者委員として近隣に在住される民生委員、主任児童委員の2名を設置し、連絡先も明記しています。（法人には、現在6つの園がありますが、第三者委員は、それぞれの園の近隣に在住される地域の委員の方をお願いしています。理事長は、地域の多くの世話役を兼任されており、地域に精通し、信頼を集めている賜物と思われまます）その苦情解決の仕組みは、外掲示板や園の玄関に掲示したり、「重要事項説明書」に記載したりして、保護者の目に触れやすくしています。また、ご意見ボックスを設置したり、2019年9月実施の無記名形式での保護者アンケートの項目にも「園への要望」の欄を設け、声を集めました。</p>	

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
	<p>(コメント) 入園説明会でクラス担当だけでなく、園長、主任保育士、クラスの担当保育士等誰にでも相談できる事を説明したり、玄関に「ご意見ボックス」を設置し、いつでも保護者が意見や要望を入れることができるようになっています。また、相談スペースを設置し、プライバシーを守ることができる環境で、相談や意見を伝えやすいよう配慮しています。</p>	

36	Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	(コメント)	『苦情解決運営要項』（平成28.9.1）を整備し、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順を決めており、職員に周知しています。毎日の送迎時や「ハンドブック」で保護者と日頃からやり取りをしており、保護者が意見や相談を切り出しやすい関係作りに努めています。この「ハンドブック」の表紙には子どもの写真が、裏面には子どもの手形が在り、保護者からも好評です。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	(コメント)	リスクの種類別に責任・役割を明確にした管理体制があり、『事故防止マニュアル』、『SIDS乳幼児突然死症候群対策マニュアル』、『食物アレルギー対応マニュアル』等のマニュアルを整備し、改訂を行う事でノウハウを積み上げています。園で気になる事があった時やメディアを通じて事例を集め、危険源への感性を高めたり、未然防止策を行うため、「ヒヤリハット記録」を記載しています。「ヒヤリハット記録」様式の①「ポイント・時期」、②「ポイント・ワード」欄には、創意工夫を感じました。	
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	(コメント)	看護師が衛生管理推進者となり、管理体制を構築し、『感染症マニュアル』があり、標準化し、誰でもいつでも見る事が出来るようにしています。又、感染症が流行る時期には、職員に対しては看護師が園内研修を行い、保護者には、毎月「保健だより」配布したり、感染症情報を玄関に掲示したりしています。	
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	(コメント)	10年以内に20～30%の発生確率とされている南海トラフ大地震への減災対策は、豊中市のハザードマップから、震度・内水氾濫を想定した『災害対応マニュアル』を整備し、子どもを守る為の訓練を行っています。保護者や職員の携帯電話・メールの連絡網があり、よいこネットも活用する仕組みとしています。このような備えが、昨年2018年6月18日朝7時58分頃に発生した大阪府北部地震（Mマグニチュード 6.1：豊中市震度5強）の減災に役立っていました。「備蓄リスト」には、水や食料、オムツ等を記載し、半日程度分の備えがあります。避難場所は、隣接する中学校です。	

			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
	(コメント)	『保育マニュアル』、『離乳食マニュアル』、『虐待防止マニュアル』（平成28年度）等、ノウハウを集積した標準化が進んでおり、保育の質の向上に役立っています。園長、主任保育士が巡回し、ねらい通りの保育が実施できているか否かを確認しています。	
41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	(コメント)	「マニュアル一覧表」を作成し、どんなマニュアルがあるのかを明確にし、年度末のマニュアルの見直しで漏れが無いようにしています。改訂では子どもの様子や職員の声を反映したものにし、変更箇所が分かる様に工夫しています。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。 a

(コメント) 「保育課程(全体的な計画)」に基づいた年間・月・週案等の「指導計画」は、各クラス担任が作成し園長・主任保育士が確認しています。食事関係は管理栄養士、健康面は看護師や園医に相談し、保育の為の協議を行っています。「個人指導計画」にて毎月の狙いや振り返り、生活記録や保護者への支援を記録し、個々の発達段階や家庭背景等を踏まえた配慮を計画し関わっている。状況に応じて、全職員間でこういった配慮が必要かを情報共有しています。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 a

(コメント) クラスの打ち合わせや園内研修で定期的に見直し・改善を行ったり、打ち合わせをした「議事録」は職員間で回覧し周知しています。職員の指導計画振り返りを基に、主任保育士・園長が評価・見直しを行い、PDCAサイクル(Plan 計画策定 → Do 実行 → Check 評価 → Act 見直し)を回して保育の質の向上を行っています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 a

(コメント) 法人で統一した様式で、「個別指導計画(生活記録)」、「健康診断表」、「生活調査票」等の子どもの記録を作成しています。各職員による記入内容・方法のバラツキを抑える為に、記入の仕方の「見本」があり、いつでも見る事が出来るように準備したり、新任の職員には4月に書き方を指導したりして、最低限の質の保証が出来る様に配慮しています。また、各クラスの子どもや保護者の情報を職員会議等で伝え合い共有したり、「伝達ボード」や「伝達ノート」で全職員が情報を共有できるようにしています。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 a

(コメント) 改正個人情報保護法(施行:2017年5月30日)に準拠した『個人情報取扱規定』を整備し、第7条(管理原則)第15条(安全管理措置)の項目で個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法を記載しています。個人情報は原則持ち出し禁止とし、円滑な運営の為に、やむを得ず職員が情報を持ち出す場合は、必ず園長の許可を得ると共に、「個人情報持ち出し記録」を記載するルールとし、パスワード付きの園用USBを使用し、その保管を厳正に管理しています。子どもの記録の保管期間については、『文書管理規程』にて定め、職員に周知徹底しています。保護者には、「入園のしおり」に管理方法を記載し、入園説明会で伝えています。

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-1 保育課程（全体的な計画）の編成		
A①	A-1-1-①	<p>保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程（全体的な計画）を編成している。</p> <p>（コメント） 「保育課程（全体的な計画）」は園長・主任保育士が中心となり、理念に基づき作成しています。保育状況を照らし合わせ、子どもの年齢ごとの発達を基本としながら、園の特徴や地域の特性を考慮し編成しています。年度末に見直しを行い、次年度に繋げていく体制を整えています。</p>
A-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-2-①	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>（コメント） アットホームな雰囲気作りを大切にしています。棚などを使用し、食事や午睡スペースを分け、ゆったりと過ごせるよう、生活空間が確保されています。水道の高さ等各年齢に応じた物を使用しています。又、保育室やトイレを含め、清潔が保たれ、日々点検や確認を行い、衛生管理・安全面の配慮に努めています。</p>
A③	A-1-2-②	<p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>（コメント） 子ども一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、保育を行っています。子どもの主体的な思いを尊重するような声掛けを行い「言葉を手渡すように」話しかけ、穏やかな雰囲気作りを心掛けています。</p>
A④	A-1-2-③	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>（コメント） 「保育課程（全体的な計画）」を基に、一人ひとりの発達に合った個人指導計画を毎月立て、振り返りを行っています。静と動のあそびを取り入れ、活動と休息のバランスを保つ事ができるよう組み立てています。着脱の際には、着替えの仕方・服のたたみ方の手順を写真で伝える等の工夫をしています。</p>
A⑤	A-1-2-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>（コメント） コーナー遊びができるよう、環境の設定し、発達に合った手作り玩具を多く用意しています。各クラスが園庭等で身体を十分に動して遊べるよう、保育士間で連携し、時間配分等の工夫がされています。又、2歳児は年に2回程、老人ホームに出かけ地域との交流を大切にし、社会体験ができる機会を設けています。園外に出る事が多い為、「お散歩マップ」や「園外危険箇所マップ」を作成し、保育士間で経験則を標準化して共通認識を持つ工夫をしています。</p>
A⑥	A-1-2-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>（コメント） ゆったりとしたスペースの中で子ども一人ひとりと愛着関係を築けるよう、担当制を実施し、継続的な「個別指導計画」をたて保育を実践しています。0歳児は他クラスと扉で区切られ、仰向けに寝転がると天井には数種類の色が目に入る等の工夫をしています。</p>

A⑦	A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	担当制を実施し、一人ひとりの発達段階や意欲に応じ、自分でしようとする気持ちを大切にしながら保育が行われています。年齢や月齢に合った玩具を用意し、自由に遊べる環境が整っており、子どもの主体性を大切にしています。	
A⑧	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	対象外
	(コメント)	乳児保育園の為、該当せず	
A⑨	A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	対象外
	(コメント)	乳児保育園の為、該当せず	
A⑩	A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	家庭的な雰囲気の中で過ごせるよう、マットや遊具等で場を区切り、子どもたちが思い思いに生活できる環境を作っています。18:30以降はおやつ（市販）を提供しています。保育士間では「伝達ノート」を使用し、引き継ぎ等を適切に行えるよう、体制を整えています。	
A⑪	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	対象外
	(コメント)	乳児保育園の為、該当せず	

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	(コメント)	<p>『健康管理マニュアル』が整備され、体調に関して気になる点は看護師が記録し、必要に応じて職員会議で情報を共有しています。SIDSに関しては、0歳児10分、1・2歳児は15分毎に睡眠チェックを行い、安全面の配慮を行っています。「保健だより」は子どもたちの状況に合った内容を心掛け、毎月作成されています。「保健だより12月号」では、冬の感染症が流行る時期の為、感染予防対策、インフルエンザ対策や、乳児突然死症候群についてを取り上げていました。また、看護師は送迎時に直接保護者に話し掛け、コミュニケーションをとりながら、健康状態や発育状態の把握に努めています。</p> <p>【 看護師による健康保健面での取り組み 】</p> <p>視診、身体測定、内科・歯科検診を通して園児たちの健康・発育状態を把握し、情報も共有するようにしています。また、保健指導として、手洗い・うがい・歯磨き指導など発達段階に応じて行っています。保護者へは、月に1度「保健だより」の配布、感染症など流行すればその都度お知らせとして掲示し感染症の拡大防止に努めています。職員に対しては、園内研修にて「嘔吐処理・熱性痙攣時の対応など」を行い、消防局の方からの「救命講習」も受け、実技と共に知識も深めています。また、法人内で看護師会議を定期的に行い、各施設の情報も共有しています。</p>	

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	内科健診は年に4回、歯科検診は年に2回実施され、経過観察等が必要な場合は職員会議で職員へ周知報告しています。又、看護師が手洗い(年に2回程度)うがい・歯磨き指導を行っています。	
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー児に対しては、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年度版)』に基づき、年に2回医師の指示を記録した「診断書」を保護者から提出してもらい食事の進め方を確認しています。食事の際は、アレルギー内容のラベルを貼ったトレイの上にアレルギー児用のカラー食器を使用、ボードにて除去食を記載する等、誤食がないよう安心・安全に努めています。	
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	<p>食に関する豊かな経験ができるように、「食育年間計画」を作成しています。担当制に基づき、子ども一人ひとりに保育者の援助が行き届き落ち着いて食べられるように、少人数で食事をするようにしています。食器は磁器のオリジナル食器を使用し、食器を大切にすることを学ぶことができるようにしています。毎月「献立表」を作成し、当日は普通献立、離乳食の写真を掲示しています。提供した料理の中から「レシピ」も作成し、玄関に置いて誰でも自由にとることが出来るようにしています。保育参加の際に、保護者に実際に給食を食べて味や刻み方を知って頂いています。</p> <p>【 管理栄養士による食育の取り組み 】</p> <p>人が生きる上で必要不可欠な食に対して、子ども達が興味を持つことが出来る様な環境作りが保育園では重要であるとと考えています。自園では菜園活動で身近な野菜を育てたり、食事で使用する土のついたジャガイモやゴボウを洗ったり、トウモロコシの皮剥き等、食材に触れたり匂ってみたりすることで子どもたちの五感を刺激し、2歳児クラスでは簡単なクッキングを通して食の関心を高めることをねらいとして取り組んでいます。また、子どもたちと保育者が同じ食事を囲み、楽しく食事を行うことが、保育園における最大の食育であると考えられています。</p>	
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	『給食衛生管理マニュアル』、『離乳食マニュアル』に基づき、子ども一人ひとりの発育状況、体調等を考慮し、量・形状にも工夫をして提供しています。栄養士は子どもの食事の様子を観察し、子どもの反応も踏まえて、残食量を「業務日誌」に記録しています。また季節に応じた行事食や、旬の食材を取り入れた献立を多く取り入れて提供しています。栄養士を中心に衛生管理の体制を確立し、厚労省平成29年6月16日付け改訂『大量調理施設衛生管理マニュアル』が要求する11項目の調理従事者の衛生管理の状態は、「自己管理点検表」、「衛生管理表」に記録し、衛生管理が適切に行われています。また、厨房で使用している中心温度計の校正状態も確認しました。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑱	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	保護者とは「ハンドブック（連絡帳）」や送迎時の会話を活用し、家庭や保育園での情報交換を密に行っています。親子遠足や保育参加等の行事をみてもらい、「園だより」「クラスだより」月に1回ドキュメンテーションを作成し、個々の子どもの様子を伝えています。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑲	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	スマイルサポータの資格を所持している園長・主任保育士の2名が在籍している事で気軽に育児相談ができる場が設けられています。保護者と信頼関係を築いていく為、クラス懇談会や個人懇談を行っています。相談を受けた内容は園長・主任保育士に報告し、情報を共有しています。又、子育て支援事業として月1回ひだまり広場を開催しています。	
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	日々の保育の中で、着替えの際に身体に変化がないかしっかりと観察しています。『豊中市児童虐待防止マニュアル』（平成30年3月）が整備され、要保護児童や気になる子どもがいる場合は、保健所や家庭相談所と連絡がとれる体制を整えています。職員の感性を高める為の研修が実施されている事を「2019.4月 法人内全体研修レクチャー資料」にて確認しました。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	年に2回、年次や役割に沿った自己評価を行い、園長・主任保育士と面談を行っています。個々の保育士の自己評価が園としての保育力を豊かにするところへと発展させようとしています。「月週案」や「個別指導計画」を各クラス打ち合わせを行い、主任保育士が丁寧に指導し、振り返る機会を設け、スキルアップを意識できる体制も整えています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A㉑	A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	『就業規則』（遵守義務第40条-5）に体罰禁止の明記があります。子どもの人権を守る事の話し合いや、職員の意識統一に努める研修が実施されている事を「2019.4月 法人内全体研修レクチャー資料」にて確認しました。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	あけぼのひだまり保育園をご利用中の保護者
調査対象者数	34 人 (回収 30 人 回収率 88.2%)
調査方法	無記名アンケート形式による調査 (2019年9月実施)

利用者への聞き取り等の結果 (概要)

2019年9月実施の保護者アンケートは、88.2%の高い回収率（回収30件/配付34件）で、5点満点での保護者満足度調査では、園平均4.8の極めて高い値を示していました。
 (クラス別 0歳児めばえ組 5.0点、 1歳児つぼみ組 4.8点、 2歳児かえで組 4.7点)

アンケート項目1番 保育園の保育理念、保育方針をご存じですか？

回答 ⑤よく知っている 2 (6.7%) ④まあ知っている 12 (40%) ③どちらともいえない 8 (26.7%) ②あまり知らない 5 (16.7%) ①まったく知らない 0 ⑥未記入 3 (10%)

年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	⑥	計
0歳	めばえ組	0	3	1	2	0	0	6
1歳	つぼみ組	0	4	2	3	0	1	10
2歳	かえで組	2	5	5	0	0	2	14
合計		2	12	8	5	0	3	30

⑤ よく知っている 2 (11.1%) + ④ まあ知っている 11 (61.1%)
 = 合わせて 13 (72.2%) 高い認識度です

満足度を5段階評価で言うと 保護者総合評価満足度 平均 4.8 ☆ 極めて高い
 ⑤満足 14 (77.8%) ④やや満足 4 (22.2%) ③どちらともいえない ②やや不満 ①不満
 ⑥未記入 0 (0%)

年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	⑥	計
0歳	めばえ組	1	1	0	0	0	0	2
1歳	つぼみ組	5	2	0	0	0	0	7
2歳	かえで組	8	1	0	0	0	0	9
合計		14	4	0	0	0	0	18

【 保護者が感じている園の特徴 】

- ① クラス担当など関係なくどの先生も笑顔で名前を呼んでくれたり、日中の様子を伝えてくれる
- ② 他のクラスの先生方も子供の様子をよくみて下さっている
- ③ 朝夕に混合保育を取り入れていて、違う月齢の子と関われる
- ④ 小学校入学までお願いしたいです。転園残念
- ⑤ 園庭やお散歩など外でたくさん遊ぶ時間を作っていると思う
- ⑥ 安心して子供を預けられる
- ⑦ 園児が少人数でアットホームな雰囲気がある
- ⑧ 子どもたちがのびのびしている

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等